**処分手続きの概要**　**１**　**県有地の確認**

以下の「窓口」において、希望の県有地が処分可能か確認できます。

（平日午前9時から午後5時まで）
**２　事前申出の方法等**
　　窓口へ[**事前申出カード(Word)**](file:///Y%3A%5C01_%E9%B9%BF%E5%B3%B6%E5%9C%B0%E5%8C%BAG%E5%85%B1%E6%9C%89%5C05_%E4%BF%9D%E6%9C%89%E5%9C%9F%E5%9C%B0%5C07_%E4%BA%8B%E5%89%8D%E7%94%B3%E5%87%BA%5Cmiriyo%5Ccard.doc)**/**[**(PDF)**](file:///Y%3A%5C01_%E9%B9%BF%E5%B3%B6%E5%9C%B0%E5%8C%BAG%E5%85%B1%E6%9C%89%5C05_%E4%BF%9D%E6%9C%89%E5%9C%9F%E5%9C%B0%5C07_%E4%BA%8B%E5%89%8D%E7%94%B3%E5%87%BA%5Cmiriyo%5Ccard.pdf)を直接御提出ください。
　　（郵送・ＦＡＸによる提出は御遠慮ください。）
**３　処分方法等**
　　**(1) 一般競争入札**
　　 　事前申出のあった筆のうち、(2)に該当するもの以外は、原則として一般競
　　争入札により処分いたします。
　　　・特段の事情がない限り、事前申出数の多い順に測量等の現地調査を実施し
　　　　ます。
　　　・現地調査が完了し予定価格を設定したうえで、入札の公告を行います。
　　　・事前申出をされた方以外が入札に参加することも可能です。
　　**(2)　随意契約**
　　　 事前に申出のあった筆のうち、以下に該当するものは、隣接地主に限定し
　　 随意契約により処分いたします。
　　　小規模未利用地･･･防風林等の地形狭長な土地、法地及び無道路地並びに概
　　　　　　　　　　　 ね150㎡未満の不整形地
　**４　注意事項**
・今回の事前申出は、取得希望者の有無を把握することが目的であり、土地の
　　 取得を確約するものではありません。また、申出の先着者が優先的に取得で
　　 きるわけではありません。
　 ・事前申出の段階では処分価格は確定しておりません。一般競争入札により処
　　 分する場合、不動産鑑定評価額を参考に予定価格を設定いたします。
　 ・県において処分することを決定した場合は、事前申出を行った方へ当職から
　　 連絡いたします。別途、入札参加申込書等の提出が必要です。（随意契約の
　　 場合は公有財産払下申請書）。
　 ・事前申出受付後の現地調査の結果によっては、処分を保留することもありま
　　 す。
　 ・土地は現状による引渡しです。

|  |
| --- |
| **（窓口）**○茨城県立地推進部立地整備課　鹿島グループ　所在：水戸市笠原町978番6 行政棟15階北側　電話：029-301-2756**（事前申出カードの受付並びに県有地処分可否の確認場所）**　○鹿島都市開発株式会社　鹿島用地管理センター　所在：神栖市大野原4-7-1　鹿島セントラルビル7階　電話：0299-92-3111　 |